

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010那第23号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年4月12日（月） 09時30分ごろ	
発生場所	沖縄県竹富町北西方沖 琉球観音埼灯台から真方位274° 4.2海里付近 （概位 北緯24° 22.3′ 東経124° 02.1′）	
事故等調査の経過	平成22年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八ななみ丸、5.9トン ON2-3113（漁船登録番号）、個人所有 B 遊漁船 さざなみ丸、3.3トン 296-17392 沖縄、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A なし B なし	
損傷	A 船尾船底部に亀裂 B 船首部切損	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、友人2人を乗せ、竹富町北西方沖を手動操舵として約15ノットの速力で西進中、平成22年4月12日09時30分ごろ、B船と衝突した。 B船は、船長1人が乗り組み、釣り客2人を乗せ、機関を停止し、南方を向いて漂泊して遊漁中、A船と衝突した。 A船は、B船を石垣港にえい航した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1	
その他の事項	船長Aは、船首部を左右に振って見張りをしていたが、衝突するまでB船に気付かなかった。 A船の友人2人は、船尾で後ろ向きに座っていた。 船長Bは、衝突の直前にB船に向かってくるA船を認め、衝突の約1分前に機関を始動しようとしたが、始動できず、釣り客2人に「衝突するよ。」と合図した。 B船の釣り客2人は、船尾右舷側で釣りをしていた。 A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、竹富町北西方沖を西進中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに衝突したものと考えられる。

		B船は、漂泊して遊漁中、船長Bが、適切な見張りを行っていなかったため、接近するA船を衝突直前に認め、機関を始動しようとしたが始動できず、衝突したものと考えられる。
原因		本事故は、竹富町北西方沖において、A船が西進中、B船が漂泊して遊漁中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。